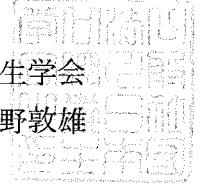


令和4年11月17日

都道府県歯科医師会長 様
都道府県歯科衛生士会長 様

(一社) 日本口腔衛生学会
理事長 天野敦雄



第3回日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会の開催について

平素は本会の運営につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度ご案内させていただいたとおり、本会では、今年度から「学会認定地域口腔保健実践者制度」を施行し、公衆衛生に関する基本的理解を持ち、関係者と連携しながら地域口腔保健活動を効果的に実践できる者を認定することとしております。

(http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/certification/ws_practice/)

このたび、認定要件のひとつである研修受講の単位が取得できる第3回の地域口腔保健実践者研修会を別紙のとおり開催することといたしました。

WEB（オンライン）形式の研修で、会員非会員や職種を問わず、さらには認定を申請する予定のない方も含め、幅広く希望する方に受講していただけるようになっておりますので、貴会の会員の皆様へ周知くださるようお願い申し上げます。



(別紙1)

第3回 日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者研修会開催要領

う蝕の健康格差をなくすためのフッ化物の公衆衛生的利用の進め方

本年4月から新たにスタートした「一般社団法人日本口腔衛生学会認定地域口腔保健実践者度」(http://www.kokuhoken.or.jp/jsdh/certification/ws_practice/)において、実践者として認定されるためには、研修の受講も認定要件のひとつとなっており、認定申請の直近5年間に10単位の取得が必要です。本研修会を修了することにより5単位取得することができ、加えて研修会の際に出題する課題に対するレポートを提出(任意)し、審査をパスしますと、さらに5単位を取得することができます。

非会員であっても受講が可能であり、非会員の状態で取得した単位も、入会后、認定審査を受ける際に有効となります。

今回は、近年の大きな健康課題となっている「健康格差」に焦点をあて、う蝕の健康格差を縮小するうえで、健康教育のみでは縮小が困難であるエビデンス等を紹介するとともに、フッ化物利用を地域において行政や歯科医師会等と連携しながらどのように進めていくかをテーマとしています。歯科医師会の役員・理事、学校歯科医、学校等で児童生徒の健康教育・保健指導に従事する機会のある方々の参加を歓迎いたします。

主催：一般社団法人 日本口腔衛生学会

運営：認定制度運営委員会地域口腔保健実践者認定部会

1. 日時 2022(令和4)年12月18日(日) 10:00~12:00

2. 会場 WEB開催:オンライン(Zoom使用)でのみご参加いただけます。

3. 定員 80名(先着順)

※定員に到達次第、締め切りとさせていただきます。

4. 内容(詳細は別紙2参照)

(1) ヘルスプロモーションとしてう蝕の健康格差の縮小を考える

講師：東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 健康推進歯学分野

教授 相田 潤

(2) 地域でフッ化物洗口を推進するうえでの行政の役割

講師：宮崎県福祉保健部健康増進課 主幹(宮崎県口腔保健支援センター長)

森木 大輔

5. 申込方法

以下の URL に接続し、必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

(https://oha1.heteml.net/jsch/form_seminar_20221218/)

右の QR コードからもお申込みいただけます。

お申込み後に申込確認メールが届きます。



携帯電話アドレスを使用する方は、gakkai37@kokuhoken.or.jp からのメールが受信できるよう、あらかじめ設定を行ったうえでお申込みください。

確認メールが申込時に登録したメールアドレスに届かない場合は、本学会事務局までお問い合わせください。

【申込開始】

会員 : 2022 年 11 月 21 日 (月) 13:00~

非会員 : 2022 年 11 月 24 日 (木) 13:00~

【申込期限】

2022 年 12 月 8 日 (木)

6. 受講料 会員 2,000 円

非会員 3,000 円

参加申込後 3 日以内をめぐに、本学会事務局より受講料の払込方法(振込先)を案内するメールを送信いたしますので、2022 年 12 月 13 日 (火) までにお振込みください。

7. 注意事項

- ・研修を受講できるインターネット環境およびパソコン、スマホ、タブレット等の動作検証についてはご自身でご準備をお願いします。
- ・受講に伴う通信費用は各自でご負担ください。
- ・講演の録画、録音、撮影(スクリーンショット含む)、および資料の 2 次利用、詳細内容の SNS への投稿はご遠慮ください。
- ・お申込みと受講料の納入が完了した方には、研修会開催 3 日前(12 月 15 日)までに研修受講用の入室 URL をメール送信いたします。
- ・事前申込制のため、定員に達しなかった場合でも当日参加申込はできません。
- ・修了証は、参加申込みの際にご登録いただいた住所へ後日学会事務局から郵送します。

【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本口腔衛生学会事務局

E-mail: gakkai37@kokuhoken.or.jp

電話: 03-3947-8891

(別紙2)

【抄録】

1 ヘルスプロモーションとしてう蝕の健康格差の縮小を考える

東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 健康推進歯学分野 教授 相田 潤

日本において子どものう蝕は減少しているが、大きな健康格差が存在することが知られている。健康格差の縮小は、「健康日本21（第二次）」や「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のような国の政策の基本的な方針の第1番目に明言されており、重要視されている。行政における施策の策定においても、子どものう蝕の減少だけではなく、その健康格差の縮小を目的にすることは、関係者に重要性を理解していただく上でも有用だと考えられる。

健康格差の縮小には、格差の原因である健康の社会的決定要因を理解し、それを考慮した対策が必要となる。「知識やモチベーションが足りないから病気になる、そのため教育によりリテラシーを高める」といった方法は、臨床的な指導では必要なことがあるが、そして従来からよく行われている方法であるが、公衆衛生的な施策としては健康格差を拡大する危険性が高いことが知られるようになった。そのため健康格差の縮小には、病気とその格差を生じさせる「原因の原因（Cause of causes）」を考慮した「上流での対策（Upstream approach）」が必要となる。

過去10年ほど、日本でも上流での対策の必要性が理解され、具体的な健康施策として実践されるものも出てきている。歯科口腔保健においては、学校での集団フッ化物洗口が一例として挙げられる。この方法は、例えば貧困で歯ブラシやフッ化物配合歯磨剤が購入できないような家庭環境の子どもであっても、う蝕予防の恩恵があり健康格差の縮小につながる。ヘルスプロモーションとしてこうした方法をどう進めるか考えたい。

2. 「地域でフッ化物洗口を推進するうえでの行政の役割」

宮崎県福祉保健部健康増進課主幹（宮崎県口腔保健支援センター長）森木大輔

日本の子どものう蝕は年々減少しているが、学校保健統計を見ると依然としてう蝕は最も多い疾患となっている。また、う蝕は都道府県間や県内の市町村格差が大きく、健康格差も大きな課題の一つとなっている。

宮崎県が策定している県の健康増進計画（「健康みやざき行動計画21」）においても「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を最終目標としている。

健康格差を縮小するための手段の一つとして、「歯の健康」の分野では、集団でのフッ化物洗口の実施などの公衆衛生的なフッ化物応用方法が確立しており、これらは継続して実施することでさらに大きな効果をもたらすことができる。

近年ではコロナ禍により、実施していたフッ化物洗口を中断している施設も出てきているところであるが、本研修では宮崎県において、これまで歯科専門職として関わってきたフッ化物洗口に関するモデル事業、補助制度制定、技術的支援の他、事業の評価などについて、その一部を紹介したい。